

令和6年度会計

財 務 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告

組織及び運営の合理化に資するための意見

令和7年10月

島 根 県 監 査 委 員

令和7年11月14日
島根県報号外第105号別冊

財務監査の結果に関する報告

第 1 監査の概要

1 監査の対象事務

令和 6 年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る財務監査は、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、島根県監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて監査を実施した。

なお、監査対象期間は、原則として令和 6 年度であるが、一部の地方機関においては、監査を令和 6 年度下半期に行う関係上、令和 5 年度下半期から令和 6 年度上半期を対象とした。

2 監査実施機関及び方法

監査対象機関 226 機関について監査を実施した。

本庁等は、対象機関 87 機関のうち、46 機関について実地監査^{※1}を、41 機関については書面監査^{※2}を行った。

また、地方機関は、対象機関 139 機関のうち、62 機関について実地監査を、77 機関については書面監査を行った。

(単位：機関)

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数	実地監査	書面監査
本 庁 等	87	87	46	41
地方機関	139	139	62	77
計	226	226	108	118

※ 1 実地監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、各機関へ出向いて事務処理の状況を調査し、各機関の長からの事情聴取を行う監査

※ 2 書面監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、書面により事務処理の状況を調査し、必要に応じて電話等で各機関からの事情聴取を行う監査

3 監査実施期日

本 庁 等 令和 7 年 7 月 7 日から 8 月 6 日まで

地方機関 令和 6 年 12 月 13 日から令和 7 年 7 月 28 日まで

第2 監査の結果

1 監査結果

(1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、監査した限り、重要な点において、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、是正又は改善等を要するものとして指摘・指示した事項に係る結果については次のとおりである。

(2) 指摘・指示事項

指摘事項^{※3}は、収入に関するものが15件、支出に関するものが10件、契約に関するものが3件、財産に関するものが2件であった。

指示事項^{※4}は、収入、支出、契約及び財産に関するものが計128件であった。

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘・指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位：件)

区 分	予算 関係	収入 関係	支出 関係	契約 関係	工事 関係	財産 関係	合計	昨年度
指摘事項	0	15	10	3	0	2	30	28
指示事項	0	32	51	24	0	21	128	105
合 計	0	47	61	27	0	23	158	133

※3 指摘事項

財務監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関として意思決定をしていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

※4 指示事項

指摘事項に該当しないもので、公表しないが、該当機関に対して文書によって指示し、是正又は改善等を求めることが適当なもの

2 指摘事項

(1) 収入関係事務

① 収入の調定事務が適当でないもの

ア 島根県立男女共同参画センターの施設、設備の使用料について、条例等の根拠がないまま収入していたものがあった。

誤って徴収した期間 平成 25 年度～令和 6 年度

誤徴収額 220,420 円

(女性活躍推進課)

イ 市町村に移管した道路の占用物件について、誤って占用料を徴収していた。

誤って徴収した期間 令和 2 年度～令和 5 年度

返還額 5,760 円

(隠岐支庁県土整備局)

ウ 隠岐空港ターミナルビル・機材庫の行政財産使用料について、収入調定の時期が遅れていた。

(隠岐支庁県土整備局)

エ 行政財産の使用許可により庁舎に入居している団体の経費負担額の算定に誤りがあり、誤徴収額の返還に伴い還付加算金が発生していた。

算定を誤った期間 令和 2 年度～令和 5 年度

返還額 5,973 円

還付加算金 398 円

(東部県民センター雲南事務所)

オ 旅券手数料（未交付失効手数料）について、条例の根拠がないまま徴収したものがあった。

(文化国際課)

カ 現金で納付された犬返還料について、必要な収入伺を作成していなかった。

(県央保健所)

キ 現金で納付された公文書の写しの交付費用について、必要な収入伺を作成していなかった。

(益田児童相談所)

ク 現金で納付された寄付金について、必要な収入伺を作成していなかった。

(わかたけ学園)

ケ 令和 4 年度に収入すべき入校料及び授業料について、令和 5 年度に収入しているものがあった。

(西部高等技術校)

コ 市町村に移管した道路の占用物件について、誤って占用料を徴収していた。
誤って徴収した期間 平成 28 年度～令和 5 年度
返還額 445,067 円
還付加算金 9,035 円

(浜田県土整備事務所)

サ 市町村に移管した道路の占用物件について、誤って占用料を徴収していた。
誤って徴収した期間 令和 3 年度～令和 5 年度
返還額 184,792 円

(益田県土整備事務所)

シ 設置を許可している自動販売機について、令和 5 年度及び 6 年度に申請された使用面積に誤りがあり、調定額を誤っているものがあった。
(中央病院)

②収入の通知事務が適当でないもの

港湾施設使用料の納入通知書の発行が遅れているものがあった。
(松江県土整備事務所)

③補助金の申請事務が適当でないもの

国庫補助金の申請にあたり、医療機関から提出された事業計画書の受付が漏れていたため、国庫補助金の交付を受けることができなかった。
令和 6 年度医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金
国庫補助金額 341,000 円
(薬事衛生課)

④補助金の収入事務が適当でないもの

国庫補助金の実績額を国に誤って報告したため、国庫補助金を収入できなかった。
令和 6 年度デジタル田園都市国家構想交付金
国庫補助金額 17,827,655 円
(財政課)

(2) 支出関係事務

①支出事務が適当でないもの

ア NHK放送受信契約を締結していない機器があり、受信料が未払いになっていた。
未契約があった期間 平成 17 年度～令和 7 年度
未払となっていた額 38,502,470 円
(知事部局、企業局、病院局、教育委員会、公安委員会)

イ 令和5年度に職員の厚生年金保険料を誤って控除していたため、返還に伴い遅延損害金が発生していた。

誤って控除した額 409,920 円

遅延損害金 9,474 円

(文化国際課)

ウ ダムの発電設備から電力会社の電線路への接続に係るサービス料金の支払遅延があり、遅延利息が発生していた。

遅延利息 11 円

(浜田県土整備事務所)

エ 検査機関に委託している検査料の支払遅延があり、遅延利息が発生していた。

遅延利息 1,277 円

(中央病院)

オ 携帯電話料金等の支払遅延があり、遅延利息が発生していた。

遅延利息 162 円

(こころの医療センター)

カ 令和4年度会計で支出すべき学校運営協議会委員謝金を令和5年度に支出していた。

(矢上高等学校)

キ 平成28年度に完了していた委託業務に係る契約保証金について、令和6年度に還付していた。

(警察本部)

②申請に対する誤った指導等により、損害賠償を行ったもの

ア 旅券申請に係る添付書類の提出指示を誤ったことにより、不要な添付書類の取得費用相当額の損害賠償金を申請者に支払っていた。

損害賠償額 (令和7年度) 1,823 円

(文化国際課)

イ 高等学校等就学支援金の受給者認定申請に係る添付書類の提出指示を誤ったことにより、不要な添付書類の取得費用相当額の損害賠償金を申請者に支払っていた。

損害賠償額 284 円

(学校企画課)

ウ 過失により現金の遺失者が返還を受ける権利を喪失させたことにより、遺失者に損害賠償金を支払っていた。

損害賠償額 10,000 円

(隠岐の島警察署)

(3) 契約関係事務

① 契約方法が適当でないもの

- ア 競争入札すべき契約について、随意契約を行っていた。
低濃度 PCB 廃棄物収集運搬処分業務

(浜田県土整備事務所)

- イ 道路工事の入札において予定価格及び最低制限価格の算定に誤りがあったため、締結した契約を解除していた。

(益田県土整備事務所)

- ウ 競争入札すべき契約について、随意契約を行っていた。
間仕切り壁撤去業務外 1 件

(教育庁総務課)

(4) 財産関係事務

① 財産の取得、処分、許可、貸借等の処理が適当でないもの

- 自動販売機の設置に係る財産貸付の手続を行っていなかった。

(出雲高等学校)

② 物品の売却、廃棄等の処理が適当でないもの

- 廃棄した備品について、不用品の決定・処分の手続を行っていないものがあった。

(出雲農林高等学校)

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

調定額を誤っていたもの、収入調定や納入通知書の発行が遅延したもの、督促状を発行していないものや現金出納に係る処理の不備があった。

(2) 支出関係事務

契約や補助金等の交付決定を行う際に、事前に必要な出納機関の確認を受けていないものや、事後に出納機関の確認を受けるために必要な支出負担行為書の起票を遅延していたものがあった。

(3) 契約関係事務

予定価格や見積書の不備、入札・契約手続きの不備、契約書の記載内容の不備があった。

(4) 財産関係事務

① 財産関係

異動報告や使用許可台帳の記載の不備があった。

② 物品事務

物品の登録や使用責任者の指定が漏れていたものがあった。

意見

第1 本年度の意見

1 財務監査の結果に関する意見

(1) 会計事務の適正化（各執行機関、出納局）

収入、支出、契約、財産に関してかねてから指摘し、注意喚起してきた事項について、今回の監査においても、多くの指摘、指示をするに至ったことは、担当職員への会計事務や業務に関する留意事項の周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組を一層進める必要があることを示している。

については、各執行機関においては、内部統制制度を有効に活用するとともに、会計事務の進捗管理や内容のチェックが組織的に行えるような工夫をするなど、会計事務の適正な執行に努められたい。

(2) 収入事務の適正化（各執行機関）

収入事務については、特に、手数料等の徴収の根拠となる条例等の改正漏れなどにより、根拠なく収入していたものや、国庫補助金を申請、収入事務の不備により県に収入できなかったものがあった。

こうした収入事務の誤りは、還付や追加徴収等の事務手続や、還付加算金等が発生するだけでなく、県民や申請者の信頼を損なうものであり、事案によっては財源に大きな影響が生じることも考えられる。

については、各執行機関にあつては、会計規則など収入事務の処理手続に関する規定等のほか、収入の根拠となる県の条例、規則や関係する国の法令、使用許可等の対象となる財産の現況等についても改めて確認し、収入事務の適正な執行に努められたい。

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

(1) 内部統制制度の実効性ある運用（各執行機関、人事課）

多くの所属では内部統制リスク評価シートを活用したチェックなどを行いリスク防止が図られているが、発生の可能性があると評価したリスク、不適切と評価した事項について、その後の業務の執行に十分には活用できていない状況も見受けられた。

リスク評価シートの活用は、それぞれの所属で担っている多様な業務について異動により新たに担当する職員が財務会計上のリスクを把握し、また、若い職員が相対的に増加するなかで経験の浅い職員を指導するためには有効である。

また、内部統制を有効に機能させることは、ミスの防止や低減だけでなく、より重要な施策や課題に注力できる効果をもたらすこととなる。

各執行機関においては、全庁共通の項目に留意するだけでなく、各所属で発生する（可能性のある）リスクを自ら認識し、独自のリスク項目や留意事項、発生した不適切な事項などをリスク評価シートに随時追記してチェックを行い、財務事務のミス防止の仕組みが機能しているかを意識して、引き続き、日々の事務に取り組まれない。

人事課は、各種研修の機会を活用して内部統制制度の本質や狙いを伝えるとともに、定期的な自己点検や日常的な業務の執行を通じて見つかったリスクや対応策をリスク評価シートへ追記し活用することによるリスク防止の強化について、各所属で内発的な活動が促進されるよう取り組まれない。

(2) 適切な事務処理の確保（各執行機関）

今回の監査では、申請受付の際の誤った指導など不適切な事務処理により生じた損害を賠償した事案が複数みられた。

各執行機関においては、組織運営にあたり、会計事務に限らず県行政に関する事務全般について、誤った指導などの結果により、県民や関係者に対し、経済的な損害等を与えるリスクがあるということについても十分に認識し、適切な事務処理に取り組まれない。

第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

昨年度の意見は、次のとおりであった。

- 1 財務監査の結果に関する意見
 - (1) 会計事務の適正化
 - (2) 収入事務の適正化
- 2 組織及び運営の合理化に資するための意見
 - (1) 内部統制制度の実効性ある運用

これに対する措置状況について、次のとおり評価する。

- 1 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

該当なし
- 2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。
 - 1 (1) 会計事務の適正化
 - 2 (1) 内部統制制度の実効性ある運用
- 3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。
 - 1 (2) 収入事務の適正化

令和6年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(本庁等：実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局	政策企画監室	令和7年8月1日
総 務 部	総 務 部 総 務 課	令和7年8月1日
	人 事 課	令和7年7月31日
	財 政 課	令和7年7月29日
	税 務 課	令和7年7月31日
	管 財 課	令和7年7月16日
	営 繕 課	令和7年7月31日
	情報システム推進課	令和7年7月22日
	総務事務センター	令和7年7月24日
防 災 部	消 防 総 務 課	令和7年8月4日
	防災危機管理課	令和7年7月23日
	原子力安全対策課	令和7年7月24日
地域振興部	地 域 政 策 課	令和7年7月31日
	しまね暮らし推進課	令和7年7月30日
	中山間地域・ 離島振興課	令和7年7月24日
	市 町 村 課	令和7年7月29日
	交 通 対 策 課	令和7年7月16日
環境生活部	環境生活総務課	令和7年7月29日
健康福祉部	健康福祉総務課	令和7年8月4日
	地 域 福 祉 課	令和7年8月4日
	医 療 政 策 課	令和7年7月16日
	健 康 推 進 課	令和7年7月22日
	高 齢 者 福 祉 課	令和7年7月22日
	青 少 年 家 庭 課	令和7年8月4日
	子ども・子育て支援課	令和7年7月18日
	障 が い 福 祉 課	令和7年7月30日
	薬 事 衛 生 課	令和7年7月18日

(注)しまねブランド推進課は商工労働部に記載

部 局	監査実施機関	監査実施期日
農林水産部	農林水産総務課	令和7年8月6日
商工労働部	商 工 政 策 課	令和7年7月29日
	観 光 振 興 課	令和7年7月29日
	しまねブランド推進課	令和7年7月18日
	産 業 振 興 課	令和7年7月18日
	企 業 立 地 課	令和7年7月23日
	中 小 企 業 課	令和7年7月23日
	雇 用 政 策 課	令和7年7月23日
土 木 部	土 木 総 務 課	令和7年8月4日
	下 水 道 推 進 課	令和7年7月7日
出 納 局		令和7年7月29日
企 業 局		令和7年7月7日
病 院 局		令和7年7月8日
議 会 事 務 局		令和7年7月29日
教育委員会	教 育 庁 総 務 課	令和7年8月4日
公安委員会	警 察 本 部	令和7年8月1日
人 事 委 員 会 事 務 局		令和7年7月29日
監 査 委 員 事 務 局		令和7年7月24日
労 働 委 員 会 事 務 局		令和7年7月29日

計

46機関

令和6年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(本庁等：書面監査)

部 局	監査実施機関
政 策 企 画 局	女 性 活 躍 推 進 課
	秘 書 課
	広 聴 広 報 課
	統 計 調 査 課
環 境 生 活 部	人 権 同 和 対 策 課
	文 化 国 際 課
	ス ポ ー ツ 振 興 課
	島 根 か み あ り 国 ス ポ ・ 全 ス ポ 準 備 室
	自 然 環 境 課
	環 境 政 策 課
	廃 棄 物 対 策 課
農 林 水 産 部	農 山 漁 村 振 興 課
	農 業 経 営 課
	産 地 支 援 課
	畜 産 課
	農 村 整 備 課
	農 地 整 備 課
	林 業 課
	森 林 整 備 課
	水 産 課
	沿 岸 漁 業 振 興 課

部 局	監査実施機関
土 木 部	技 術 管 理 課
	用 地 対 策 課
	道 路 維 持 課
	道 路 建 設 課
	高 速 道 路 推 進 課
	河 川 課
	斐 伊 川 神 戸 川 対 策 課
	港 湾 空 港 課
	砂 防 課
	都 市 計 画 課
	建 築 住 宅 課
教 育 委 員 会	教 育 施 設 課
	学 校 企 画 課
	教 育 指 導 課
	特 別 支 援 教 育 課
	保 健 体 育 課
	社 会 教 育 課
	人 権 同 和 教 育 課
	文 化 財 課
	福 利 課

監査実施期日	令和7年7月9日～令和7年8月4日
--------	-------------------

計	41機関
---	------

(注) 書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施

令和6年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(地方機関：実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日	
総 務 部	隠 岐 支 庁 県 民 局	令 和 7 年 7 月 11 日	土 木 部	県 央 県 土 整 備 事 務 所	令 和 7 年 7 月 10 日	
	隠岐支庁隠岐保健所	令 和 7 年 7 月 1 日		浜田県土整備事務所	令 和 7 年 7 月 3 日	
	隠岐支庁農林水産局	令 和 7 年 7 月 1 日		益田県土整備事務所	令 和 7 年 6 月 26 日	
	隠岐支庁県土整備局	令 和 7 年 7 月 11 日		出雲空港管理事務所	令 和 7 年 1 月 8 日	
	東 部 県 民 セ ン タ ー	令 和 7 年 7 月 11 日		宍 道 湖 流 域 下 水 道 事 務 所	令 和 7 年 7 月 7 日	
	東 部 県 民 セ ン タ ー 雲 南 事 務 所	令 和 7 年 1 月 31 日		浜田港湾振興センター	令 和 7 年 7 月 4 日	
	西 部 県 民 セ ン タ ー	令 和 7 年 7 月 3 日		企 業 局	東 部 事 務 所	令 和 7 年 7 月 7 日
	西 部 県 民 セ ン タ ー 県 央 事 務 所	令 和 7 年 1 月 24 日	西 部 事 務 所		令 和 7 年 7 月 7 日	
	東 京 事 務 所	令 和 7 年 6 月 27 日	病 院 局	中 央 病 院	令 和 7 年 7 月 8 日	
防 災 部	消 防 学 校	令 和 7 年 1 月 16 日		こころの医療センター	令 和 7 年 7 月 8 日	
	原子力環境センター	令 和 7 年 1 月 22 日	教育委員会	浜田教育事務所	令 和 7 年 2 月 5 日	
地域振興部	中 山 間 地 域 研 究 セ ン タ ー	令 和 7 年 1 月 9 日		教 育 セ ン タ ー	令 和 7 年 1 月 22 日	
	環 境 生 活 部	芸 術 文 化 セ ン タ ー		令 和 7 年 1 月 21 日	東 部 社 会 教 育 研 修 セ ン タ ー	令 和 7 年 1 月 28 日
健康福祉部	雲 南 保 健 所	令 和 7 年 1 月 9 日		図 書 館	令 和 7 年 1 月 23 日	
	県 央 保 健 所	令 和 7 年 1 月 24 日		古代出雲歴史博物館	令 和 7 年 1 月 15 日	
	益 田 保 健 所	令 和 7 年 1 月 21 日		情報科学高等学校	令 和 7 年 1 月 23 日	
	保健環境科学研究所	令 和 7 年 1 月 22 日		宍 道 高 等 学 校	令 和 7 年 1 月 27 日	
	出雲児童相談所	令 和 7 年 1 月 15 日		三 刀 屋 高 等 学 校	令 和 7 年 1 月 9 日	
	益 田 児 童 相 談 所	令 和 7 年 1 月 15 日		出雲商業高等学校	令 和 7 年 1 月 28 日	
	わ か た け 学 園	令 和 7 年 1 月 27 日		暹 摩 高 等 学 校	令 和 7 年 2 月 5 日	
	女性相談センター	令 和 7 年 1 月 23 日		江 津 高 等 学 校	令 和 7 年 2 月 5 日	
	食肉衛生検査所	令 和 7 年 1 月 24 日		益田翔陽高等学校	令 和 7 年 1 月 14 日	
農林水産部	東 部 農 林 水 産 一 振 興 セ ン タ ー	令 和 7 年 7 月 11 日		隠岐島前高等学校	令 和 7 年 7 月 10 日	
	東 部 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー 出 雲 家 畜 衛 生 部	令 和 7 年 1 月 28 日		盲 学 校	令 和 7 年 1 月 28 日	
	西 部 農 林 水 産 一 振 興 セ ン タ ー	令 和 7 年 7 月 4 日		松 江 ろ う 学 校	令 和 7 年 1 月 28 日	
	畜産技術センター	令 和 7 年 1 月 8 日		出 雲 養 護 学 校	令 和 7 年 1 月 15 日	
商工労働部	大 阪 事 務 所	令 和 7 年 6 月 4 日		隠 岐 養 護 学 校	令 和 7 年 7 月 1 日	
	広 島 事 務 所	令 和 7 年 6 月 3 日		松江緑が丘養護学校	令 和 7 年 1 月 16 日	
	産 業 技 術 セ ン タ ー	令 和 7 年 1 月 23 日		公安委員会	雲 南 警 察 署	令 和 7 年 1 月 20 日
	西 部 高 等 技 術 校	令 和 7 年 1 月 15 日			津 和 野 警 察 署	令 和 7 年 1 月 14 日
		隠岐の島警察署	令 和 7 年 7 月 11 日			
		浦 郷 警 察 署	令 和 7 年 7 月 10 日			
			計	62機関		

(注) 地方機関の実地監査は、組織の規模等により、1～3年に1回の間隔で実施

令和6年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(地方機関：書面監査)

部 局	監査実施機関	部 局	監査実施機関
総 務 部	東 部 県 民 セ ン タ ー	教 育 委 員 会	安 来 高 等 学 校
	出 雲 県 民 セ ン タ ー		松 江 北 高 等 学 校
	西 部 県 民 セ ン タ ー		松 江 南 高 等 学 校
	公 文 書 セ ン タ ー		松 江 東 高 等 学 校
	自 治 研 修 所		松 江 工 業 高 等 学 校
環 境 生 活 部	美 術 館		松 江 商 業 高 等 学 校
健 康 福 祉 部	出 雲 保 健 所		松 江 農 林 高 等 学 校
	浜 田 保 健 所		大 東 高 等 学 校
	島 根 あ さ ひ 社 会 復 帰 促 進 セ ン タ ー 診 療 所		横 田 高 等 学 校
	中 央 児 童 相 談 所		飯 南 高 等 学 校
	浜 田 児 童 相 談 所		平 田 高 等 学 校
	心と体の相談センター		出 雲 高 等 学 校
農 林 水 産 部	東 部 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー		出 雲 工 業 高 等 学 校
	松 江 家 畜 衛 生 部		出 雲 農 林 高 等 学 校
	東 部 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー		大 社 高 等 学 校
	雲 南 事 務 所		大 田 高 等 学 校
	東 部 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー		島 根 中 央 高 等 学 校
	出 雲 事 務 所		矢 上 高 等 学 校
	西 部 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー		江 津 工 業 高 等 学 校
	川 本 家 畜 衛 生 部		浜 田 高 等 学 校
	西 部 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー		浜 田 商 業 高 等 学 校
	益 田 家 畜 衛 生 部		浜 田 水 産 高 等 学 校
	西 部 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー		益 田 高 等 学 校
	県 央 事 務 所		吉 賀 高 等 学 校
	西 部 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー		津 和 野 高 等 学 校
	益 田 事 務 所		隠 岐 高 等 学 校
	農 業 技 術 セ ン タ ー		隠 岐 水 産 高 等 学 校
	農 林 大 学 校		浜 田 ろ う 学 校
	水 産 技 術 セ ン タ ー		松 江 養 護 学 校
商 工 労 働 部	東 部 高 等 技 術 校		石 見 養 護 学 校
土 木 部	松 江 県 土 整 備 事 務 所		浜 田 養 護 学 校
	雲 南 県 土 整 備 事 務 所		益 田 養 護 学 校
	出 雲 県 土 整 備 事 務 所		松 江 清 心 養 護 学 校
	浜 田 河 川 総 合 開 発 事 務 所		江 津 清 和 養 護 学 校
教 育 委 員 会	松 江 教 育 事 務 所	公 安 委 員 会	松 江 警 察 署
	出 雲 教 育 事 務 所		安 来 警 察 署
	益 田 教 育 事 務 所		出 雲 警 察 署
	隠 岐 教 育 事 務 所		大 田 警 察 署
	浜 田 教 育 セ ン タ ー		川 本 警 察 署
	西部社会教育研修センター		江 津 警 察 署
	青 少 年 の 家		浜 田 警 察 署
	少 年 自 然 の 家		益 田 警 察 署
	埋 蔵 文 化 財 調 査 セ ン タ ー		
		計 77機関	

監査実施期日	令和6年12月13日～令和7年7月28日
--------	----------------------

(注)書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施